

○上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱の運用基準

(第2条関係)

事業種別	該当施設等
宿泊施設	保健所からの認可を受け営業を行っている宿泊施設
観光施設 事業者	市内に立地する観光客向けの民間施設や、体験・アクティビティを提供する市内事業者
飲食店	保健所からの認可を受け市内で営業している店舗
商店・商業施設	市内に店舗を構え営業している商店、百貨店、家電量販店、大型ショッピングセンター、スーパーマーケット
鉄道事業者	市内に立地する駅を管理する事業者
バス事業者	新潟県バス協会に加盟しており市内に支社、営業所、事務所を有する事業者
タクシー・ハイヤー事業者	新潟県ハイヤー・タクシー協会、上越市ハイヤー協会加盟業者等で市内に支社、営業所、事務所を有する事業者
旅行業者	上越市内の体験型観光商品を展開し、市内に支社、営業所、事務所を有する事業者
その他	上記事業者等と連携して外国人観光客向けの各種案内情報や観光情報を発信する企業・団体

※体験型観光 … 食、酒、農、文化など、本市の魅力ある素材を活用した体験プログラムの提供により、市内に滞在する旅行者が本市の魅力を体感する観光の形態

(第4条関係)

補助対象経費	補助対象となる整備内容及び留意事項	対象経費詳細
(1)外国人観光客の誘客のための営業活動に係る交通費（空港税等を含む。）、宿泊費及び商談会等への参加費	<p>【対象】</p> <p>○国内外で開催される各種旅行商談会等への参加や旅行会社等への営業活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・商談会等への参加費</li> </ul>
(2)外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のための商品のメニュー表、パンフレット及びチラシ等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成に要する費用（既に作成している印刷物の改訂及び増刷に要する費用を除く。）	<p>【対象】</p> <p>○商品のメニュー表、パンフレット、チラシ等の作成</p> <p>【留意事項】</p> <p>○日本語以外の言語での表記を必須とする。</p> <p>○新規印刷物を対象とし、既存の印刷物の改訂及び増刷に係る経費は対象外とする。ただし、新たな言語での表記を追加する、又は新たな言語で印刷物を新規作成する場合は対象とする。</p> <p>※改訂とは既存の印刷物に記載されている文字、写真、デザイン等の一部又は全部を別のものに置き換えること、あるいはこれらの情報を追加することをいう。</p> <p>※増刷とは既存の印刷物を追加して印刷することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語翻訳料</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・デザイン費</li> </ul>

補助対象経費	補助対象となる整備内容	対象経費詳細
(3)外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のためのホームページの作成に係る外国語翻訳料（既に作成している外国語ホームページの改訂に要する費用を除く。）、外国語ホームページの初期作成費用及び自動翻訳機能の導入費用	<p><b>【対象】</b> ○施設やサービス等を紹介するためのホームページの作成及び自動翻訳機能の導入</p> <p><b>【留意事項】</b> ○日本語以外の言語での表記を必須とする。 ○既存の外国語ホームページの改訂に係る経費は対象外とする。ただし、新たな言語で外国語ホームページを作成する場合は対象とする。 ※改訂とは既存の外国語ホームページに記載されている文字情報、写真、デザイン等の一部又は全部を別のものに置き換えること、あるいはこれらの情報を追加することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語翻訳料</li> <li>・外国語ホームページの作成費用</li> <li>・自動翻訳機能の導入費用</li> </ul>
(4)外国人観光客の受入態勢の整備のための看板の外国語翻訳料	<p><b>【対象】</b> ○施設の名称、種別（ホテル、旅館、レストランなど）、営業案内（営業時間、料金など）等を表記する看板等の翻訳</p> <p><b>【留意事項】</b> ○日本語以外の言語での表記を必須とする。 ○施設の名称は必須とする。 ○風雨等で容易に破損しないような作成物とすること。 ○新規設置を対象とし、既存の看板の文字情報の修正や追加は対象外とする。ただし、新たな言語での表記を追加する場合の翻訳料は対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語翻訳料</li> </ul>
(5)外国人観光客の受入態勢の整備のための研修会等の開催に要する費用	<p><b>【対象】</b> ○研修会等の開催</p> <p><b>【留意事項】</b> ○過去に実施した研修会と同一の内容のものは対象外とする。 ○参加者から参加料を徴収した場合は、その金額を差し引いた金額を補助対象経費とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金</li> <li>・講師旅費</li> <li>・会場借用費</li> <li>・通訳料</li> <li>・資料作成に要する経費</li> </ul>
(6)外国人観光客の受入態勢の整備のための多言語翻訳機の導入費用	<p><b>【対象】</b> ○多言語翻訳機の導入</p> <p><b>【留意事項】</b> ○付属品は対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入費</li> </ul>

※ 上記対象項目であっても、外国人旅行者の受入目的としたものではないと認められた場合は、補助の対象外とします。

※ その他疑義がある場合は、協議の上交付決定をします。